

別表 2

## 町が整備する公共建築物の木質化推進基準

建築物の用途	内装等の木質化を行う主たる箇所	
学校	居室(教室、職員室、音楽室、図書室等)、玄関、廊下の壁面及び床	
保健福祉施設 (保健福祉センター)	居室(リハビリ室、図書室、研究室、面談室、娯楽室、入所者室、食堂等)、ロビー、廊下の壁面、床	
医療施設 (病院、診療 所等)	入院施設あり	居室(病室、待合室、面会室、食堂等)、ロビー、廊下の壁、床
	入院施設なし	
運動施設 (体育館等)	床、壁面、各付帯設備(更衣室、トイレ等)の壁面	
社会教育施設 (図書館等)	居室(各種展示室、資料室、図書室、研究室、会議室等)、廊下、ロビーの壁面	
集会場	居室(会議室、研修室等)、廊下、ロビーの壁面	
町営住宅 職員住宅	主たる居室、玄関、廊下の壁面、床	
庁舎 研修所	居室(事務室、応接室、会議室等)、廊下、ロビーの壁面	
宿泊施設 (研修宿泊所等)	居室(宿泊室、食堂等)、ロビー、廊下の壁面、床	
倉庫	主たる部位	

※ 内装木質化については、関係法令等で制限がある場合を除き、可能な限り木質とする。